

第 3 章

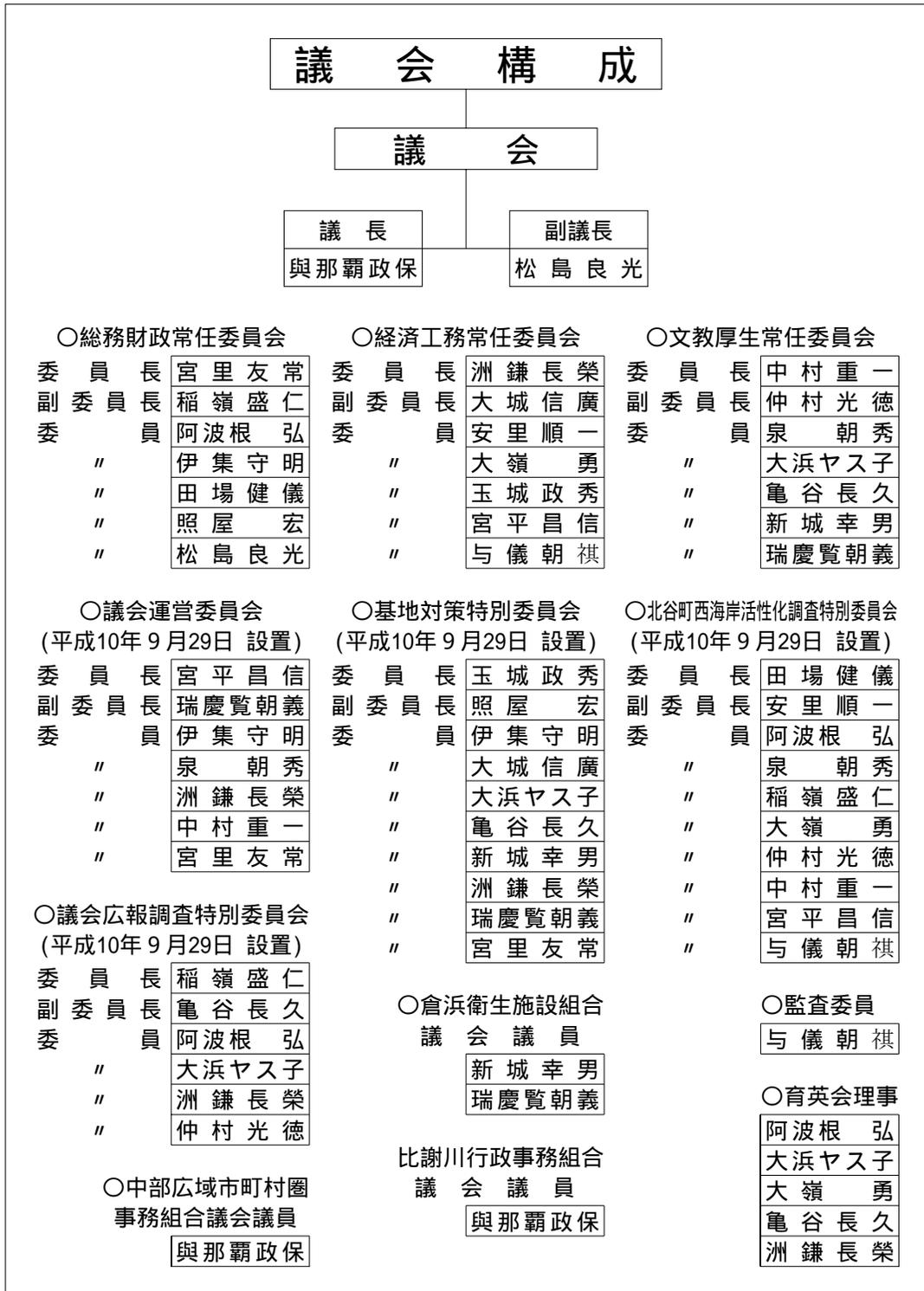
町議会の現況



伊礼原 E 遺跡 石鋸

縄文時代晩期頃（約2,500年前）

町議会構成



現議員紹介

第六代北谷町議会議員 平成10年9月28日～平成14年9月27日



與那覇 政 保

昭和5年6月23日生
当選 4回
字上勢頭627番地の3



松 島 良 光

昭和3年8月20日生
当選 6回
字北前414番地の2



亀 谷 長 久

昭和20年1月24日生
当選 1回
字桃原5番地の6



大 城 信 廣

昭和28年12月11日生
当選 3回
字桑江431番地の4



照 屋 宏

昭和15年6月22日生
当選 2回
字吉原1055番地



中 村 重 一

昭和28年8月5日生
当選 4回
字玉上205番地の1



阿波根 弘

昭和33年2月12日生
当選 1回
字桑江589番地の16



大 嶺 勇

昭和24年9月1日生
当選 2回
字吉原710番地の1



稲 嶺 盛 仁

昭和31年8月26日生
当選 2回
北前1丁目13番4号
イナテック 202



宮里 友常

昭和23年7月20日生
当選 2回
字吉原88番地



玉城 政秀

昭和20年6月8日生
当選 5回
字宮城1番地の55



仲村 光徳

昭和29年7月26日生
当選 2回
字吉原723番地の6



大浜 ヤス子

昭和24年10月1日生
当選 1回
字宮城1番地の560



田場 健儀

昭和31年10月29日生
当選 3回
字吉原1058番地の2



洲 鎌 長 榮

昭和30年11月8日生
当選 2回
字宮城1番地の568



安里 順一

昭和23年8月6日生
当選 2回
字桑江618番地の7



新城 幸男

昭和15年3月1日生
当選 4回
字宮城1番地の466



宮平 昌信

昭和13年12月24日生
当選 6回
字砂辺116番地の2



瑞慶覧 朝 義

昭和21年10月4日生
当選 4回
字桑江601番地



与 儀 朝 祺

昭和10年10月21日生
当選 5回
字浜川188番地



泉 朝 秀

昭和11年11月17日生
当選 7回
字吉原375番地



伊 集 守 明

昭和2年3月24日生
当選 5回
字吉原601番地

平成10年議会活動

(平成10年9月18日～平成10年12月31日)

- 9月18日 議会議員当選証書附与式
- 22日 当選議員協議会
- 24日 第213回定例会についての運営の話し合い
- 28日 第213回定例会（～10月6日）
- 29日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 10月1日 総務財政・経済工務常任委員会
- 2日 基地対策・議会広報調査特別委員会
- 5日 議会運営委員会・基地対策特別委員会・文教厚生常任委員会
- 13日 議会広報調査特別委員会
- 14日 基地対策特別委員会
- 15日 第214回臨時会（米軍人による女子高校生ひき逃げ事件に関する意見書・抗議）
- 16日 中部地区町村議会議長会定例会
- 21日 要請行動（米軍人による女子高校生ひき逃げ事件に関する意見書、他1件）
- 22日 北谷町平和祈念祭オープニングセレモニー
- 23日 議会広報調査特別委員会
- 23日 倉浜衛生施設組合議会
- 26日 第26回中部広域市町村圏事務組合議会定例会
- 27日 議会広報調査特別委員会
- 27日 沖縄県町村議会議長会定例総会
- 28日 ジャスコ落成式典及び祝賀会
- 29日 基地対策特別委員会
- 30日 第215回臨時会（浜川漁港改修工事請負契約について）
- 30日 議会広報調査特別委員会
- 31日 北谷公園屋内運動場供用開始式典
- 11月1日 第20回北谷町民運動会
- 3日 北谷町功労者表彰
- 3日 北谷長老祭



当選証書附与式



9月定例会



米軍人による高校生ひき逃げ事件
要請（北原那覇防衛施設局長）

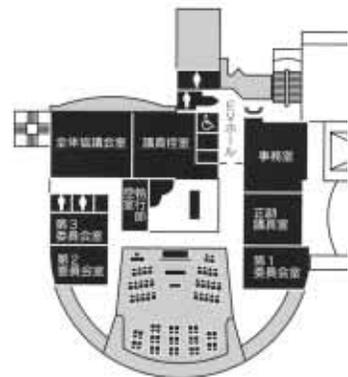
- 5日 町村議会議員・職員研修（嘉手納町）
- 5日 広島県安芸郡坂町議会行政視察
- 5日 千葉県佐倉市議会総務常任委員会行政視察
- 10日 第216回臨時会（嘉手納空軍基地より排出される汚水の処理等に関する事務の受託に関する協議について、他1件）
- 10日 議会運営委員会
- 10日 第4回沖縄県市町村総合事務組合議会
- 17日 町村議会議長全国大会及び議長・局長研修会（～20日）
- 21日 北谷中学校創立50周年記念式典・祝賀会
- 24日 第217回臨時会（北前安良波線改築工事（高欄工）請負契約について、他2件）
- 24日 議会運営委員会
- 25日 福岡県水巻町産業建設委員会行政視察
- 26日 経済工務常任委員会
- 27日 中部広域市町村圏事務組合創立10周年記念式典
- 12月1日 議会広報調査特別委員会
- 5日 町民ふれあい福祉まつり
- 7日 文教厚生常任委員会
- 8日 議会広報調査特別委員会
- 8日 沖縄県市町村総合事務組合10周年記念式典
- 9日 油漏れ現場踏査
- 10日 議会運営委員会
- 12日 第5回生涯学習まつり
- 14日 第218回定例会（～22日）
- 15日 議会運営委員会・議会広報調査特別委員会
- 15日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 16日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 24日 基地対策特別委員会
- 25日 沖縄県市町村総合事務組合議会臨時会



北谷公園屋内運動場



油漏れ現場踏査



議会議事堂（役場庁舎4階）

平成11年議会活動

(平成11年1月1日～平成11年12月31日)

- 1月5日 議場開き
- 5日 北谷町町民新年会
- 6日 消防出初式
- 7日 ハワイ沖縄県人移住100周年記念式典
に伴う視察訪問
- 8日 新春の女性の集い
- 12日 老人クラブ新春の集い
- 13日 西原町議会運営委員会視察(議会広報・
議場モニター)
- 15日 北谷町成人式
- 19日 基地対策特別委員会
- 19日 沖縄県市町村総合事務組合海外調査研
修(～30日)
- 21日 第219回臨時会(北谷町職員の給与に
関す条例の一部を改正する条例、他4
件)
- 21日 議会運営委員会・基地対策特別委員会
- 26日 下地政務次官北谷町視察説明会会議
- 28日 岐阜県笠松町議会視察研修(基地問題)
- 29日 議会広報調査特別委員会
- 29日 岐阜県墨俣町議会視察研修(保健相談
センター)
- 29日 中部地区町村議会定例会
- 2月1日 中日ドラゴンズ春季キャンプの歓迎セ
レモニー
- 3日 男女協同参画推進会議
- 4日 議会シンポジウム(沖縄県女性総合セ
ンター)
- 4日 福岡県田村地方議長会行政視察(公共
施設・町づくり)
- 5日 議会運営委員会・議会広報調査特別委
員会
- 8日 総務財政・文教厚生常任委員会
- 9日 議会広報調査特別委員会
- 10日 文教厚生常任委員会
- 10日 北玉小学校六年生子ども議会
- 12日 中部地区町村議会議員・職員ゴルフ大



消防出初式



中日ドラゴンズ春季キャンプ



北玉小学校六年生子ども議会

会

- 12日 花城可長沖縄県政策調整監就任激励会
- 13日 第47回北谷町産業総合展示会
- 14日 北谷第二小学校創立20周年記念式典並びに祝賀会
- 15日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 16日 熊本県矢部町行政視察（基地問題・風力発電）
- 17日 基地対策特別委員会視察研修（～19日）
- 23日 議会広報調査特別委員会
- 23日 福島県西白河地方町村議会議長会視察研修（議会運営・基地問題）
- 24日 沖縄県町村議会広報コンクール 最優秀賞受賞
- 24日 第28回沖縄県町村議会定例総会・懇親会
- 25日 全体協議会
- 26日 文教厚生常任委員会
- 3月1日 議会広報調査特別委員会
- 1日 第1回沖縄県市町村総合事務組合議会定例会
- 2日 基地対策特別委員会
- 3日 議会運営委員会
- 4日 第220回臨時会（嘉手納基地における米軍のパラシュート降下訓練の中止を求める意見書・決議、他1件）
- 4日 町村議会議員・職員研修会（浦添市民会館）
- 5日 町村議会議員ゴルフ大会
- 9日 第221回定例会（～29日）
- 11日 平成10年・11年度事業箇所現場視察
- 11日 基地対策特別委員会
- 12日 基地対策特別委員会（油流出）
- 15日 議会広報調査特別委員会
- 16日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 16日 議会広報調査特別委員会
- 16日 油漏れ再発防止の申し入れ
- 16日 7 P L E X + 1・カプリチョーザ美浜



沖縄県町村議会広報コンクール
最優秀賞受賞



平成10年・11年度事業箇所現場視察



3月定例会

- 店竣工祝賀会
- 17日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 18日 総務財政・文教厚生常任委員会
- 19日 北谷町西海岸活性化調査特別委員会
- 24日 議会運営委員会
- 26日 総務財政・文教厚生常任委員会
- 27日 第27回中部広域市町村圏事務組合議会定例会
- 29日 議会運営委員会
- 29日 文教厚生常任委員会
- 4月2日 中日ドラゴンズ表敬訪問（～3日）
- 8日 比謝川行政事務組合議会
- 13日 豊見城村議会だより編集委員会視察研修
- 17日 基地対策特別委員会
- 17日 パラシュート降下訓練による抗議行動（三連協）
- 19日 第222回臨時会（嘉手納基地における米軍のパラシュート降下訓練に対する意見書・抗議決議）
- 19日 要請行動（知事公室・外務省沖縄事務所外）
- 20日 議会広報調査特別委員会
- 22日 三連協要請行動（四軍調整官、在沖米国総領事、特命全権大使、那覇防衛施設局）
- 27日 議会広報調査特別委員会
- 28日 平成11年度県・市町村行政連絡会議
- 30日 中部地区町村議会議長会定例会
- 5月6日 三連協による中央要請（在日米軍司令官・内閣官房庁長官）
- 6日 佐敷町議会広報編集委員会視察研修
- 7日 三連協による中央要請（内閣総理大臣・外務大臣・防衛施設庁長官・防衛庁長官・沖縄開発政務次官）
- 7日 読谷村議会建設経済委員会視察研修（施設）
- 11日 議会広報調査特別委員会
- 12日 議会運営委員会・議会広報調査特別委員会



基地対策特別委員会
米軍のパラシュート降下訓練の現地視察
（嘉手納町役場屋上）



米軍のパラシュート降下訓練に対する意見書
要請行動（北原那覇防衛施設局長）



文教厚生常任委員会 所管事務調査
（浜川小学校）

- 12日 第223回臨時会（美浜公共駐車場等整備
工事(土木) 第1工区請負契約について、
他3件）
- 12日 文教厚生常任委員会
- 14日 市町村総合事務組合議会臨時会
- 17日 文教厚生所管事務調査
- 18日 文教厚生所管事務調査
- 18日 中部地区町村議会議長会山梨県視察研
修（～21日）
- 19日 議会広報調査特別委員会
- 22日 高村外務大臣主催レセプション
- 24日 議会広報調査特別委員会
- 28日 富山県滑川市議会視察研修（美浜アメ
リカンビレッジ）
- 28日 文教厚生所管事務調査
- 6月1日 議会広報調査特別委員会
- 1日 中部市町村長及び議会議長との懇親会
- 5日 シーポート北谷トロピカルトライアス
ロン大会開会式
- 7日 基地対策特別委員会
- 8日 第224回臨時会（AV8Bハリアー攻撃機
の墜落炎上事故に嚴重抗議し訓練の即
時中止を求める意見書・抗議決議）
- 8日 基地対策特別委員会
- 9日 ハリアー墜落事故要請行動
- 10日 北谷町慰霊祭
- 10日 正副議長・議運委員長協議
- 11日 三連協によるハリアー墜落事故に対す
る要請行動（四軍調整官・在沖米国総
領事・沖縄担当大使・那覇防衛施設局）
- 11日 議会運営委員会
- 17日 第225回定例会（～28日）
- 18日 文教厚生常任委員会
- 21日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委
員会
- 22日 経済工務・文教厚生常任委員会
- 24日 議会運営委員会
- 25日 文教厚生常任委員会
- 25日 基地対策特別委員会
- 28日 議会運営委員会
- 28日 基地対策特別委員会



文教厚生常任委員会 所管事務調査
（沖縄国際大学図書館）



ハリアー墜落事故要請行動
（外務省野村沖縄担当大使）



経済工務常任委員会 所管事務調査
（不法投棄車両の現場確認）

- 29日 中日ドラゴンズ北谷協力会総会
- 7月2日 比謝川行政事務組合議会臨時会
- 6日 正副議長・基地対策正副委員長協議
- 7日 議会広報調査特別委員会
- 8日 議会広報調査特別委員会
- 8日 三連協役員会
- 8日 交通安全県民運動出発式
- 9日 議会広報調査特別委員会
- 11日 北谷町スポーツ少年団激励会
- 12日 議会広報調査特別委員会
- 13日 情報公開シンポジウム（ているる）
- 13日 シーポートちゃたんカーニバル団体長
会議
- 15日 介護保険に関する町村議会議員・事務
局職員研修会（豊見城村）
- 19日 議会広報調査特別委員会
- 24日 カーニバルパーク・ミハマ起工式
- 26日 東風平町議会庁舎視察
- 27日 議会広報調査特別委員会
- 27日 栃木県河内郡町村議会議長会視察（議
会運営）
- 30日 基地対策特別委員会
- 30日 北谷町風力発電施設竣工記念式典
- 8月4日 基地対策特別委員会
- 5日 北米県人会創立式典及び視察研修（～
13日）
- 12日 基地対策特別委員会
- 12日 第226回臨時会（上勢桑江公園第2期
工事（1工区）請負契約について、他
1件）
- 12日 北谷町交通安全協議会総会
- 13日 議会広報調査特別委員会
- 13日 油漏れ事故現場調査
- 16日 基地対策特別委員会
- 16日 佐敷町議会行政視察（議会広報）
- 17日 沖縄県市町村総合事務組合議会定例会
- 17日 基地対策特別委員会
- 17日 第227回臨時会（キャンプ瑞慶覧から
の油流出事故に対する意見書・抗議決
議）



栃木県河内郡町村議会議長会が行政視察（議会運営）で来庁



油漏れ現場踏査



キャンプ瑞慶覧からの油流出事故で要請（親川知事公室長）

- 20日 中部地区町村議会議長会県内視察研修
(沖縄海水揚水実証試験所)
- 26日 中部広域市町村圏事務組合議会臨時会
- 30日 北谷町青年議会
- 31日 議会運営委員会
- 31日 文教厚生常任委員会
- 31日 第228回臨時会 (不動産の処分について、他1件)
- 9月1日 比謝川行政事務組合議会
- 2日 沖縄県市町村総合事務組合議会臨時会
- 6日 北谷町漁業組合から陳情要請
- 7日 北谷町西海岸活性化調査特別委員会
- 7日 キャンプ瑞慶覧からの油流出事故に対する要請行動
- 9日 文教厚生常任委員会
- 10日 三連協による嘉手納飛行場でのハリアーの訓練再開に対する要請活動
- 10日 正副議長・議運委員長協議
- 10日 議会運営委員会
- 13日 基地対策特別委員会・北谷町西海岸活性化調査特別委員会
- 14日 中日ドラゴンズ表敬訪問 (~15日)
- 16日 第229回定例会 (~28日)
- 17日 議会運営委員会
- 20日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 27日 全員協議会
- 10月4日 油漏れ流出事故報告
- 4日 愛知県幡豆町議会行政視察 (CCZ整備事業)
- 6日 不法投棄の現場確認
- 8日 議会広報調査特別委員会
- 11日 「ハイサイ沖縄リーグ」試合初日のセレモニー
- 12日 議会広報調査特別委員会
- 13日 議会広報調査特別委員会
- 13日 東京都西多摩郡瑞穂町基地対策行政視察
- 15日 基地対策要請行動
- 18日 基地対策政府要請行動 (~20日)



北谷町青年議会

**駐留軍用地跡地の利用の円滑な
推進に関する要請**



互防衛庁長官



青木官房長官

- 19日 町村議会議長会定例総会
- 22日 '99北谷町平和祈念祭オープニング・セレモニー
- 22日 文教厚生常任委員会
- 23日 北谷長老祭
- 25日 議会広報調査特別委員会
- 25日 文教厚生常任委員会
- 25日 第230回臨時会（北谷小学校外構整備工事（土木）請負契約について）
- 26日 中日ドラゴンズ表敬（～27日）
- 27日 オーストラリア視察研修（～11月2日）
- 11月 1日 町村議会議員・事務局職員研修会（議会活性化シンポジウム）
- 2日 議会広報調査特別委員会
- 5日 議会広報調査特別委員会
- 7日 第21回北谷町民運動会
- 8日 大分県日出町議会行政視察（議会運営）
- 9日 大分県安岐町議会行政視察（議会活性化）
- 10日 岩手県衣川村議会行政視察（議会活性化）
- 10日 石川県内灘町議会行政視察（海浜リゾート計画）
- 11日 知念村議会広報委員会行政視察（議会広報）
- 11日 第5回沖縄県市町村総合事務組合議会臨時会
- 11日 石川県内灘町総務財政委員会行政視察（風力発電）
- 12日 経済工務常任委員会
- 15日 中部地区町村議会議長会（～18日）視察研修
- 15日 文教厚生常任委員会
- 17日 全国町村議会議長会創立50周年記念第43回町村議会議長全国大会及び議長局長研修会
- 18日 北海道釧路支庁管内町村議会議長会行政視察（基地問題・議会活性化）
- 19日 第231回臨時会（桑江地先公有水面埋立造成事業に関する契約の変更について）



文教厚生常任委員会
廃棄物の不法投棄現場踏査（宮城地先）



北谷長老祭



本町への議会視察研修相次ぐ

- て、他 1 件)
- 25日 第29回中部広域市町村圏事務組合議会臨時会
- 25日 議員研修（地方分権）吉ノ浦会館
- 29日 比謝川行政事務組合議会臨時会
- 29日 徳島県池田町議会行政視察（議会運営）
- 29日 町村議会広報研修会
- 29日 秋の叙勲及び褒章受章祝賀会
- 30日 岡山県鴨方町議会行政視察（観光行政）
- 12月 4日 第2回北谷町福祉まつり
- 7日 読谷村議会（議会広報）行政視察
- 7日 正副議長・議運委員長会議
- 8日 議会運営委員会
- 11日 第6回生涯学習まつり（～12日）
- 13日 第232回定例会（～22日）
- 13日 基地対策特別委員会
- 14日 議会運営委員会
- 15日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 16日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 17日 総務財政・文教厚生常任委員会
- 17日 基地対策特別委員会
- 20日 経済工務常任委員会
- 20日 議会広報調査特別委員会
- 21日 社会教育関係受章者祝賀会

オーストラリア視察研修
(1 班)



シドニー・オリンピック会場



テラソーラ川でリゾート体験



サンクチュアリー・コープ・リゾート
地区内の街並み

平成12年議会活動

(平成12年1月1日～平成12年12月31日)

- 1月5日 議場開き
- 5日 町民新年会
- 6日 北谷町消防出初式
- 7日 ハワイ沖縄県人移住100周年記念式典
視察訪問（～13日）
- 10日 北谷町成人式
- 11日 議会広報調査特別委員会
- 12日 議会広報調査特別委員会
- 13日 議会広報調査特別委員会
- 14日 大分県速見郡山香町議会行政視察（議
会運営）
- 14日 議会広報調査特別委員会
- 17日 議会広報調査特別委員会
- 18日 議会広報調査特別委員会
- 19日 経済工務常任委員会
- 24日 定例会（中部地区町村議会）
- 25日 経済工務常任委員会
- 26日 基地対策特別委員会
- 26日 平成11年度活力あるまちづくり自治大
臣表彰受章報告会
- 27日 議会広報調査特別委員会
- 28日 第233回臨時会（嘉手納基地における
米海軍第5空母航空団による訓練の実
施に関する意見書・抗議決議、他4件）
- 2月1日 中日ドラゴンズ春季キャンプの歓迎セ
レモニー
- 1日 議会広報調査特別委員会
- 2日 神奈川県足柄下郡箱根町議会行政視察
（議会運営）
- 4日 富山県大沢町議会行政視察（議会運営）
- 8日 不法投棄現場調査
- 9日 要請行動（不法投棄に関する意見書）
- 11日 第48回北谷町産業総合展示会開始式
- 16日 福岡県嘉穂郡穂波町議会行政視察（議
会運営）
- 18日 福島県伊達郡伊達町議会行政視察（議



自治大臣から表彰を受ける辺土名町長



第48回北谷町産業総合展示会



議会運営委員会研修
講師：元鹿児島県町村議会事務局長
池田正夫先生

- 会運営)
- 18日 第29回定期総会（沖縄県町村議会議長会）
- 21日 第234回臨時会（北谷町固定資産税の課税免する条例の制定について、他3件）
- 23日 町村議会議員・事務局職員研修会
- 25日 総務財政・文教厚生常任委員会
- 28日 総務財政常任委員会
- 29日 与那原町議会行政視察（美浜地区街づくり）
- 29日 総務財政常任委員会
- 29日 第1回沖縄県市町村総合事務組合議会定例会
- 3月1日 議会運営委員会
- 2日 比謝川行政事務組合議会定例会
- 3日 議会運営委員研修会
- 4日 新議員研修
- 5日 新校舎落成記念式典・祝賀会（北谷小学校）
- 7日 第235回定例会（～29日）
- 10日 議会運営委員会
- 11日 第8回新春グランドゴルフ大会
- 14日 平成11年度事業及び12年度事業計画の視察
- 15日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 16日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 17日 総務財政・文教厚生常任委員会
- 21日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 21日 沖縄国民年金健康センター「サンセット美浜」落成開所式
- 22日 総務財政・文教厚生常任委員会
- 31日 ドラゴンパレスの開店セレモニー
- 31日 砂辺駐在所新築落成式
- 4月1日 安良波公園石製水球の寄附贈呈式
- 1日 北谷町町制施行20周年記念式典
- 1日 第30回中部広域市町村圏事務組合議会定例会
- 11日 議会広報調査特別委員会



北谷小学校 新校舎落成記念式典



平成11年度事業及び12年度事業計画の視察



町制施行20周年記念式典

- 12日 議会広報調査特別委員会
- 17日 議会広報調査特別委員会
- 18日 議会広報調査特別委員会
- 19日 議会広報調査特別委員会
- 24日 議会広報調査特別委員会
- 24日 平成12年度県・市町村行政連絡会議
- 25日 鹿児島県曾於郡末吉町議会行政視察
(議会運営)
- 25日 議会広報調査特別委員会
- 28日 中部議長会定例会
- 5月2日 議会広報調査特別委員会
- 8日 三連協総会
- 11日 文教厚生常任委員会
- 12日 議会広報調査特別委員会
- 13日 ケント公歓迎サミット推進県民会議会
長主催夕食会
- 16日 三重県三重郡菰野町議会行政視察(町
庁舎施設及び設備)
- 18日 伊是名村議会所管事務調査(風力発電)
- 22日 中部地区町村議会議長会行政視察研修
(~24日)
- 23日 山口県吉敷郡阿知須町議会行政視察
(北谷町公共施設管理公社が取り組ま
れるまちづくり)
- 6月9日 第2回沖縄県市町村総合事務組合議会
臨時会
- 13日 宮城郵便局開局式
- 15日 議会運営委員会
- 16日 北谷町慰霊祭
- 20日 第236回定例会(~28日)
- 21日 総務財政・文教厚生常任委員会
- 26日 議会運営委員会
- 28日 文教厚生常任委員会
- 7月3日 臨時総会(沖縄県町村議会議長会)
- 3日 沖縄県町村議会幹部研修会
- 4日 城辺町議会行政視察
- 7日 基地対策特別委員会
- 10日 基地対策特別委員会
- 10日 第237回臨時会(米海兵隊員による女
子中学生への準強制わいせつ事件等
に関する意見書・抗議決議)



英国王室 ケント公来町



ブレア英国首相歓迎交流事業
(北谷小学校)



ブレア英国首相歓迎交流事業
(北谷小学校)

- 11日 総務財政常任委員会
- 11日 議会広報調査特別委員会
- 12日 議会広報調査特別委員会
- 13日 議会広報調査特別委員会
- 14日 議会広報調査特別委員会
- 17日 文教厚生常任委員会
- 18日 議会広報調査特別委員会
- 21日 プレア英国首相歓迎交流事業
- 27日 鹿児島県有明町議会行政視察（議会運営）
- 8月2日 茨城県鹿島郡町村議会議長会行政視察（風力発電）
- 4日 桃原配水池落成式及び通水式
- 4日 美浜アメリカンビレッジ企業誘致報告会
- 11日 文教厚生常任委員会
- 15日 防衛施設局長来局
- 16日 第3回沖縄県市町村総合事務組合議会定例会
- 17日 議会運営委員会
- 17日 女性議会学習会（婦人連合会）
- 24日 中部地区町村議会議長会県内視察研修
- 25日 議会運営委員会
- 30日 大阪市会（計画消防委員会）行政視察（まちづくり）
- 9月1日 鹿児島県揖宿郡額娃町議会行政視察（議会運営議会報）
- 8日 議会運営委員会
- 13日 文教厚生常任委員会
- 14日 議会運営委員会
- 19日 第238回定例会（～27日）
- 20日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 21日 総務財政・文教厚生常任委員会
- 22日 文教厚生常任委員会
- 24日 第53回北谷町陸上競技大会
- 25日 基地対策・議会広報調査特別委員会
- 26日 文教厚生常任委員会
- 26日 議員と諸団体との議会活性化懇談会
- 26日 石川県松任市議会行政視察（CCZ・



桃原配水池落成式及び通水式



議員と諸団体との議会活性化懇談会



女性議会

- アメリカンビレッジ)
- 10月3日 議会広報調査特別委員会 (広報研修)
- 4日 宮城県白石市議会行政視察 (公園)
- 5日 神奈川県足柄上郡山北町議会行政視察
(CCZ・まちづくり)
- 8日 女性議会 (婦人連合会)
- 9日 「ハイサイ沖縄リーグ」試合初日セレ
モニー
- 10日 議会広報調査特別委員会
- 10日 中部地区町村議会議長会定例会
- 11日 議会広報調査特別委員会
- 12日 三重県議会行政視察 (アメリカンビレッ
ジ)
- 12日 議会広報調査特別委員会
- 12日 北谷長老祭
- 13日 群馬県邑楽郡大泉町議会行政視察 (議
会活性化)
- 13日 議会広報調査特別委員会
- 17日 佐賀県東松浦郡議長会行政視察 (議会
運営・基地)
- 17日 議会広報調査特別委員会
- 18日 山梨県市川大門町議会行政視察 (議会
活性化)
- 19日 大分県蒲江町議会運営委員会行政視察
(議会運営)
- 19日 議会広報調査特別委員会
- 20日 定例会総会 (沖縄県町村議会議長会)
- 22日 2000北谷町平和祈念祭オープニング・
セレモニー
- 23日 キャンプ瑞慶覧立入り
- 24日 大阪岬町議会行政視察 (議会活性化)
- 25日 福岡県三井郡町村議会行政視察 (議会
運営)
- 25日 大分県佐賀関町行政視察 (議会運営)
- 26日 議会広報調査特別委員会
- 27日 北海道幌延町議会行政視察 (議会活性
化)
- 30日 最上広域市町村圏事務組合議会議員来
域に伴う歓迎交流会
- 31日 議会広報調査特別委員会県外視察研修



平和祈念祭オープニング・セレモニー



議会広報調査特別委員会
県外視察研修 (佐賀県嬉野町議会)



日米地位協定の見直し等要請行動
(外務省野村沖縄担当大使)

- (～11月2日) 11/1 佐賀県藤津郡嬉野町議会 11/2 福岡県朝倉郡杷木町議会
- 31日 要請行動(日米地位協定の見直しに関する意見書、住宅防音工事助成対象の拡大及び助成内容の拡充に関する意見書)
- 31日 千葉県印旛郡副議長会行政視察(風力発電)
- 11月1日 町村議会議員・職員研修会(沖縄県町村議会議長会)
- 2日 神奈川県相模原市議会行政視察(基地返還跡地利用計画)
- 7日 福島県相馬郡鹿島町議会行政視察(議会運営)
- 7日 新潟県中蒲原郡松村町議会行政視察(議会運営)
- 9日 青森県今別町議会行政視察(議会運営)
- 9日 文教厚生常任委員会
- 12日 第22回北谷町民運動会
- 13日 中部地区町村議会議長会視察研修(～16日)
- 13日 全員協議会
- 14日 オーストラリア視察研修(～20日)
- 15日 第44回全国町村議会議長大会 議長・事務局長研修会
- 17日 第10回北谷町社会福祉大会
- 21日 岡山県久米町議会行政視察(議会報)
- 22日 文教厚生常任委員会
- 24日 第239回臨時会(北谷町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、他2件)
- 24日 総務財政・文教厚生常任委員会
- 27日 第4回沖縄県市町村総合事務組合議会臨時会
- 28日 熊本県球磨郡多良木町議会行政視察(議会運営)
- 28日 比謝川行政事務組合議会定例会
- 28日 熊本県菊池郡町村議会議長会行政視察

オーストラリア視察研修 (2班)



シドニー・フィッシュ・マーケット屋外
(シドニー)



マリーナ・ミラージュ(ゴールド・コースト)



グリーン島(ケアンズ)

(議会運営)

- 29日 福島県棚倉町議会行政視察（議会活性化）
- 29日 議会運営委員会・議会広報調査特別委員会
- 29日 宮城県大崎地方町村議会議長会行政視察（議会活性化）
- 12月3日 北谷町婦人連合会創立50周年記念式典・祝賀会
- 4日 第240回定例会（～14日）
- 4日 議会運営委員会
- 6日 議会運営委員会
- 6日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 7日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
- 8日 総務財政・文教厚生常任委員会
- 9日 北谷町文化協会創立15周年記念総合文化祭（舞台部門）
- 12日 総務財政常任委員会
- 12日 議会広報調査特別委員会
- 14日 北谷町文化協会創立15周年記念総合文化祭（展示部門）
- 16日 北谷町立桑江中学校創立20周年記念事業式典
- 19日 議会広報調査特別委員会
- 26日 當山憲一前教育長の文部大臣表彰祝賀会及び激励会



経済工務常任委員会
町道認定箇所を現場確認



昭和48年5月15日発行

平成13年議会活動

(平成13年1月1日～3月31日)

- 1月5日 議場開き
- 5日 2001年北谷町町民新年会
- 6日 平成13年北谷町消防出初式
- 7日 平成13年北谷町成人式
- 9日 議会広報調査特別委員会
- 10日 議会広報調査特別委員会
- 11日 議会広報調査特別委員会
- 12日 議会広報調査特別委員会
- 15日 議会広報調査特別委員会
- 15日 基地対策特別委員会
- 17日 議会広報調査特別委員会
- 17日 第241回北谷町議会臨時会(米海兵隊員による女子高校生に対する強制わいせつ事件に関する意見書・抗議決議・要請決議)
- 17日 先進県組合等の行政視察研修 [沖縄県市町村総合事務組合] (～19日)
- 18日 議会広報調査特別委員会
- 19日 要請行動(米海兵隊員による女子高校生に対する強制わいせつ事件に関する意見書)
- 20日 議長杯ゲートボール大会
- 22日 議会運営委員会
- 26日 石川県志賀町議会行政視察(議会広報)
- 26日 第242回臨時会(アシビナー整備工事請負契約他2件)
- 26日 文教厚生常任委員会
- 30日 議会広報調査特別委員会
- 30日 中部地区町村議会議長会定例会
- 31日 山口県大和町議会・議会運営委員会行政視察(議会運営)
- 2月1日 中日ドラゴンズ春季キャンプの歓迎セレモニー
- 5日 大分県鶴見町議会行政視察(議会運営)
- 6日 福島県相馬地方議長会行政視察(議会運営)
- 6日 宮城県中新田町行政視察(議会広報)



2001年 議場開き



米海兵隊による女子高生に対する強制わいせつ事件に関する意見書
要請行動(親川知事公室長)



文教厚生常任委員会 所管事務調査
(大作原古墓群)

- 6日 文教厚生委員会
- 7日 鹿児島県隼人町議会行政視察（議会広報）
- 9日 基地対策特別委員会
- 9日 総務財政委員会
- 9日 大阪市会公明党議員行政視察（アメリカンビレッジ）
- 10日 第49回北谷町産業総合展示会（～1日）
- 13日 京都府久御山町行政視察（議会運営）
- 13日 文教厚生委員会
- 13日 基地対策特別委員会
- 13日 愛知県豊山町議会行政視察（アメリカンビレッジ）
- 15日 第243回北谷町議会臨時会（米海兵隊員による連続放火事件に対する意見書・抗議決議他1件）
- 15日 基地対策特別委員会
- 15日 要請行動（アール・ヘイルストーン在沖米四軍調整官の発言に関する抗議決議について）（米海兵隊員による連続放火事件に対する抗議決議について）
- 16日 要請行動（米海兵隊員による連続放火事件に対する抗議決議について）
- 16日 基地対策特別委員会
- 19日 基地対策特別委員会開催についての協議
- 21日 第30回定期総会（沖縄県町村議会議長会）
- 22日 議会運営委員会
- 22日 基地対策特別委員会
- 22日 第244回臨時会（米兵による器物損壊事件に関する意見書・抗議決議）
- 22日 要請行動（米兵による器物損壊事件に関する抗議決議について）
- 22日 北谷町シルバー人材センター設立総会及び祝賀会
- 24日 第7回北谷町生涯学習まつり（～25日）
- 25日 オープン戦開催（中日ドラゴンズVS日本ハムファイターズ）
- 27日 町村議会議員・事務局職員研修会



総務財政常任委員会 所管事務調査
（北谷町消防本部）

**米海兵隊員による
連続放火事件**



臨時会



要請行動（米軍沖縄地域調整事務所）

- 28日 第12回沖縄県町村議会議員ゴルフ大会
3月1日 議会運営委員会
1日 福岡県大刀洗町議会行政視察（議会運営・広報）
2日 沖縄県市町村総合事務組合定例会
3日 第19回北谷町PTA実践発表大会及び平成12年度北谷町PTA受賞者合同祝賀会
5日 ハンビー郵便局祝賀会
5日 比謝川行政事務組合議会定例会
6日 第245回定例会（～26日）
7日 議会運営委員会
12日 平成12年度事業及び13年度事業計画の視察
13日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
14日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
15日 総務財政・経済工務・文教厚生常任委員会
16日 総務財政常任委員会
19日 選挙啓発事業の一環としての議会傍聴者との意見交換（北谷町老人クラブ連合会・北谷町婦人連合会）
23日 全員協議会
24日 平成13年第32回中部広域市町村圏事務組合議会
30日 北谷町議会事務局長送別会

平成12年度事業及び13年度事業計画の視察



宮城児童館建設事業



上勢頭中央線改築事業

第 4 章

資 料 編



伊礼原 E 遺跡

貝製品

縄文時代後期（約3,000年前）

1 . 議会関係例規集

北谷町議会の議員の定数を減少する条例

昭和47年10月18日

条例第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第2項の規定に基づき、北谷町議会の議員の定数を減少して22人とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

附 則（平成5年条例第15号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

北谷町議会の定例会の回数を定める条例

昭和47年5月15日

条例第19号

北谷町議会の定例会の回数は、年4回とする。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

北谷町議会の定例会の招集時期を定める規則

昭和47年5月15日

規則第2号

町議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集するのを常例とする。

附 則

- 1 この規則は、昭和47年5月15日から施行する。
- 2 北谷村議会の定例会の招集時期を定める規則（1964年規則第1号）は、廃止する。

北谷町議会委員会条例

昭和62年7月1日

条例第16号

目次

- 第1章 通則（第1条～第10条）
- 第2章 会議及び規律（第11条～第18条）
- 第3章 公聴会（第19条～第24条）
- 第4章 参考人（第24条の2）
- 第5章 記録（第25条）
- 第6章 補則（第26条）

附則

第1章 通則

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

- (1) 総務財政常任委員会 8人

総務部、消防本部、選挙管理委員会、会計課、議会事務局に関する事務及び他の常任委員会に属しない事務

- (2) 経済工務常任委員会 7人

建設経済部及び水道課に関する事務

- (3) 文教厚生常任委員会 7人

住民福祉部及び教育委員会に関する事務

（議会運営委員会の設置）

第2条の2 議会に議会運営委員会を置く。

- 2 議会運営委員会の委員の定数は7人とする。

（特別委員会の設置）

第3条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

- 2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）

第4条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

- 2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、10人とする。

(委員の選任)

第5条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにならないときの互選)

第7条 委員長及び副委員長がともにならないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第8条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第9条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)

第10条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

第2章 会議及び規律

(招集)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第14条（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長に、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第14条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第15条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いしないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第17条 委員会は、審査又は調査のため、(町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者)に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第18条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第19条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第20条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第21条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第22条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第23条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第24条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 参考人

(参考人)

第24条の2 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第22条((公述人の発言))、第23条((委員会と公述人の質疑))及び第24条((代理人又は文書による意見の陳述))の規定を準用する。

第5章 記録

(記録)

第25条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

第6章 補則

(会議規則との関係)

第26条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第12号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年条例第8号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年条例第16号)

この条例は、平成6年9月日から施行する。

附 則 (平成8年条例第13号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第4号)

この条例は、平成10年5月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

北谷町議会会議規則

昭和62年7月1日

議会規則第1号

北谷町議会会議規則（昭和54年議会規則第1号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第13条）
- 第2章 議案及び動議（第14条～第20条）
- 第3章 議事日程（第21条～第25条）
- 第4章 選挙（第26条～第35条）
- 第5章 議事（第36条～第49条）
- 第6章 発言（第50条～第64条）
- 第7章 委員会（第65条～第77条）
- 第8章 表決（第78条～第88条）
- 第9章 請願（第89条～第95条）
- 第10章 秘密会（第96条・第97条）
- 第11章 辞職及び資格の決定（第98条～第101条）
- 第12章 規律（第102条～第109条）
- 第13章 懲罰（第110条～第116条）
- 第14章 会議録（第117条～第120条）
- 第15章 補則（第121条）

附則

第1章 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

- 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。
- 4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

- 2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後4時までとする。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。
ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第10条 日曜日及び休日は、休会とする。

- 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

- 3 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条（（議員の請求による開議））第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

（会議の開閉）

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

（出席催告）

第13条 法第113条（（定足数））の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に文書又は口頭をもつて行う。

第2章 議案及び動議

（議案の提出）

第14条 法第112条（（議員の議案提出権））の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、2人以上の者の賛成がなければならない。

- 2 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）

第17条 法第115条の2（（修正の動議））の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。

- 2 修正の動議は、その案をそなえ、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(秘密会の動議)

第18条 秘密会の動議は、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第19条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第20条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第21条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第22条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第23条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第25条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第26条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第27条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第28条 投票による選挙を行うときは、議長は、第26条 ((選挙の宣告)) の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第29条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第30条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

第31条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第32条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第33条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第34条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

(選挙関係書類の保存)

第35条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第36条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第37条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第38条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第39条 会議に付する事件は、第92条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明又は委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第40条 委員会に付託した事件は、第77条((委員会報告書))の規定による報告書の提出をまって議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第41条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告する。

2 第76条((少数意見の留保))第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 前2項の報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第42条 委員長の報告及び少数意見の報告が終わったとき又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第43条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第44条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第45条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査の期限)

第46条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第40条((付託事件を議題とする時期))の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第47条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再審査又は再調査のための付託)

第48条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第49条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

第51条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第52条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言及び討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第55条 質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第61条 議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

3 質問の順序は、議長が定める。

4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場にいないときは、通告は、その効力を失う。

(緊急質問等)

第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第63条 質問については、第55条 ((質疑の回数)) 及び第59条 ((質疑又は討論の終結)) 第1項の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第7章 委員会

(議長への通知)

第65条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第66条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

第67条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第68条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、その許否を決める。

(委員の議案修正)

第69条 委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第70条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第71条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第72条 委員会は、法第100条 ((調査権)) の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第73条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が、法第109条の2第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第74条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第75条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、議長に申し出なければならない。

(少数意見の留保)

第76条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(委員会報告書)

第77条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。

第8章 表決

(表決問題の宣告)

第78条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第79条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第80条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第81条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第82条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名の投票)

第83条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。

(白票の取扱い)

第84条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第85条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条 ((議場の出入口閉鎖))、第29条 ((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第30条 ((投票))、第31条 ((投票の終了))、第32条 ((開票及び投票の効力))、第32条 ((選挙結果の報告)) 第1項、第34条 ((選挙に関する疑義)) 及び第35条 ((選挙関係書類の保存)) の規定を準用する。

(表決の訂正)

第86条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第88条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序

を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第9章 請願

(請願書の記載事項等)

第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない。

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
- 3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(請願の紹介の取消し)

第90条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

(請願書の写しの配布)

第91条 議長は、受理番号及び受理年月日を記載した請願書の写しを議員に配布する。

(請願の委員会付託)

第92条 議長は、請願書の写しの配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第93条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の求めがあつたときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第94条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

- 3 採択すべきものと決定した請願で、町長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第95条 陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第10章 秘密会

(指定者以外の退場)

第96条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第97条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

- 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第11章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第98条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞職願を提出しなければならない。

- 2 前項の辞職願の提出があつたときは、その旨議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決める。
- 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第99条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞職願を提出しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第100条 法第127条((失職及び資格決定))第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2((議員の兼業禁止))の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第101条 前条の要求については、議会は、第39条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

第12章 規律

(品位の尊重)

第102条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第103条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第104条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第105条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第106条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第107条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第108条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登つてはならない。

(議長の秩序保持権)

第109条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第13章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第110条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第97条（(秘密の保持)）第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第111条 懲罰については、議会は、第39条（(議案等の説明、質疑及び委員会付託)）第2項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(代理弁明)

第112条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第113条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第114条 出席停止は、3日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第115条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第116条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第14章 会議録

(会議録の記載事項)

第117条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の配布)

第118条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第119条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条((発言の取消し又は訂正))の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第120条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第15章 補則

(会議規則の疑義)

第121条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

北谷町議会傍聴規則

昭和62年7月1日

議会規則第2号

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、15人とする。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券)

第5条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず傍聴券を交付することができる。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、つえその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機・映写機の類を携帯している者。

ただし、第9条の規定により撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。

- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
 - (7) 酒気を帯びていると認められる者
 - (8) 異様な服装をしている者
 - (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあたる時は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。

ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、昭和62年7月1日から施行する。

北谷町議会議員記章規程

昭和47年5月15日

議会規程第3号

(記章の着用)

第1条 北谷町議会議員は、在職中議員記章を着用するものとする。

2 前項の記章は、全国町村議会議長会の制定したものとし、議員に当選後1個を交付する。ただし、再選された議員には交付しない。

(記章の再交付)

第2条 前条に定めるもののほか、記章の紛失等により再交付を受ける場合は、その実費を弁償しなければならない。

附 則

この規程は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則 (昭和55年議会訓令第3号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

北谷町議会事務局設置条例

昭和47年5月15日

条例第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第128条第2項の規定に基づき、北谷町議会に事務局を置く。

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第16号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

北谷町議会事務局処務規程

平成2年1月1日

議会訓令第1号

北谷町議会事務局処務規程（昭和62年北谷町議会訓令第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、北谷町議会事務局（以下「事務局」という。）の組織・その他処務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事務局の職員）

第2条 事務局に事務局長（以下「局長」という。）及び書記を置く。

2 書記の職名は、次のとおりとする。

- (1) 次長
- (2) 係長
- (3) 主査
- (4) 主任主事
- (5) 主事

（職務）

第3条 局長は、議長の命を受け議会の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

2 次長は、局長を補佐し、議会の事務を処理する。

3 前2項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、議会の事務に従事する。

（職務の代行）

第4条 局長に事故あるとき、又は欠けたときは、次長が局長の職務を代行する。

（所掌事務）

第5条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

庶務に関する事項

- (1) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。
- (3) 議会の傍聴に関すること。
- (4) 議員の出欠席に関すること。
- (5) 議員名簿、委員名簿及び職員名簿並びに履歴簿の整備保管に関すること。
- (6) 議会費の予算決算及び経理に関すること。
- (7) 町各種予算書及び決算書の保管に関すること。
- (8) 議員の報酬及び費用弁償に関すること。
- (9) 職員の任免、給与、賞罰及び身分に関すること。
- (10) 議員の身上に関すること。

議会のあゆみ

- (11) 栄典事務に関する事。
- (12) 儀式及び交際に関する事。
- (13) 議会関係条例、規則、規程の制定及び改廃に関する事。
- (14) 議長会及び局長会に関する事。
- (15) 慶弔に関する事。
- (16) 出張に関する事。
- (17) 議場及びその他関係各室の管理に関する事。
- (18) 図書室の整備、図書の貸付及び管理に関する事。
- (19) 議員共済、議員公務災害及び議員互助に関する事。
- (20) 備品の購入保管に関する事。
- (21) 車両管理に関する事。
- (22) 職員の服務、規律及び厚生に関する事。
- (23) 事務局職員会議に関する事。
- (24) その他庶務一般に関する事。

議事に関する事項

- (1) 本会議に関する事。
 - (2) 会議録、決議録等の調整、保管に関する事。
 - (3) 議会会報に関する事。
 - (4) 常任委員会、特別委員会及び公聴会に関する事。
 - (5) 議会運営委員会に関する事。
 - (6) 全員協議会に関する事。
 - (7) 陳情書、請願書、意見書及び決議書に関する事。
 - (8) 議事日程に関する事。
 - (9) 議会実態調査報告書の作成及び報告に関する事。
 - (10) 選挙に関する事。
 - (11) 会議式次に関する事。
 - (12) 議案審議に必要な資料に関する事。
 - (13) その他議事一般に関する事。
- 2 前項の所掌事務にかかわらず必要があるときは、局長は適宜職員に必要な事務の処理を命ずることができる。

(決裁)

第6条 議会の事務は、局長を通じ議長の決裁を受けなければならない。

(局長の専決事項)

第7条 次の事項は、局長がこれを専決することができる。ただし、異例に属する事項及

び必要と認める事項は、議長の指示を受けなければならない。

- (1) 職員の配置に関すること。
- (2) 職員の出張、休暇、欠勤、早退及び忌引に関すること。
- (3) 職員の時間外勤務及び休日勤務に関すること。
- (4) 各種統計資料の収集に関すること。
- (5) 庶務日誌に関すること。
- (6) 会議録、議会報等の印刷に関すること。
- (7) 備品等の購入に関すること。
- (8) その他軽易なる申請、照会、回答及び通知に関すること。

(文書の処理)

第8条 担当職員は、文書の配布を受けたときは、即日これを処理しなければならない。

2 特別の事由により即日処理することができないもの、又は重要若しくは異例のものは、局長に報告し、その指示を受けなければならない。

(文書の保管)

第9条 未決及び完結文書は、種別毎に整理し、書箱又は書棚にその区分を明示し保管しなければならない。

(公印の押なつ)

第10条 発送文書には、公印を押さなければならない。ただし、軽易な文書には、公印を省略することができる。

(文書の閲覧)

第11条 文書は、上司の許可を得ないで他に示し、又は謄写させてはならない。

(関係規程の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務の処理、職員の服務等については、町長事務部局の関係規程を準用する。

附 則

この訓令は、平成2年1月1日から施行する。

附 則 (平成8年議会訓令第1号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

2 . 議会運営申し合わせ事項

北谷町議会運営に関する申し合わせ事項

平成12年9月19日 申し合せ

平成12年9月19日 実 施

北 谷 町 議 会

(議会の呼称)

議会は、昭和55年4月1日の町制移行日から起算して定例会、臨時会を合わせて通算する。

(議会の招集)

1. 議員の一般選挙があったときは、任期起算日からおおむね10日以内に議会構成のための初議会が招集されるのが通例である。
2. 町長が議会を招集しようとするときは、あらかじめ議長（一般選挙後最初に招集される議会においては事務局長）と協議し、招集告示をしたときは、その写しを添えて議長（事務局長）に通知される。

(告示依頼)

臨時会において、議員が発議する事件並びに請願・陳情及び継続審査を終了した事件を付議するときは、議長から町長に対し、告示を依頼する。但し、開会中に急施を要する事件があるときは、この限りでない。

< 会議規則関連 >

(参 集) 第1条

1. 応招及び出席の通告は、事務局前の議員出退表示板に表示して行う。
2. 議員が会議に出席できないときは、その理由を記した欠席届を議長に提出する。ただし、開議時刻までに届け出ができない場合はあらかじめ電話等で届け出て、当日中に理由を記入した欠席届を提出する。(Fax可)
3. 議員が会議に遅参するときは、電話等により議長に届け出るものとする。
4. 会期中、閉会中を問わず、議会外の用務のため3日間以上本町を離れるときは、議長へ通知する。

(議 席) 第4条

1. 一般選挙後の最初の会議における仮議席は、会議前に協議によって定めたとおり、臨時議長が指定する。
2. 議席は、一般選挙後の最初の会議において、議長が仮議席のとおり指定する。
3. 議長の席は22番、副議長の席は21番とする。副議長の選挙後に議長及び副議長がその議席でないときは、その議席の議員とそれぞれ議席の変更を行う。
4. 会議に出席した場合、自己の議席の指名標を立て、退席するとき、会議が終わったときは、倒すものとする。

(会 期) 第5条

会期は、あらかじめ議会運営委員会に議長が諮問し答申をえて、議長が会議に諮って決める。

(会議時間) 第9条

会議の開始は、ブザーで報ずる。

(議案の提出) 第14条

1 議会に提出される議案、人事案件及び諮問等は、暦年ごとに、次の種別により一連番号を付す。

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 議員提出議案 | 発議第 号 |
| (2) 町長提出議案 | 議案第 号 |
| (3) 決算の認定 | 認定第 号 |
| (4) 人事案件の同意 | 同意第 号 |
| (5) 専決処分の承認 (法179条) | 承認第 号 |
| (6) 請 願 | 請願第 号 |
| (7) 陳 情 | 陳情第 号 |
| (8) 諮 問 | 諮問第 号 |
| (9) 報 告 | 報告第 号 |

専決処分 (法第180条)、継続費繰越計算書及び継続費精算書の報告 (令145条)、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書の報告 (令146条、150条)、土地開発公社等の法人の経営状況報告書 (法243条の3)

2 町長提出議案等は、その必要部数を併せて印刷し、議案等送付書により招集日の3日前までに議長に送付される。

3 決算は、原則として毎年9月定例会において議会の認定に付されるものとする。

(延会の場合の議事日程) 第24条

議事が終わらなかつたため延会したときは、その事件は、原則として他の事件に先行して翌日の議事日程に記載する。

(投票) 第30条

1 投票の際の点呼は、事務局長に行わせる。

2 議員は、点呼に応じて、議長席に向かって右方から順次登壇して、投票用紙を備え付けの投票箱に投入し、議席に復する。

3 議長は、点呼の最後に議長席において投票する。

(開票及び投票の効力) 第32条

立会人は、原則として議席順により指名する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第39条

1. 一般会計の当初予算及び決算は、それぞれ所管常任委員会に分割付託する。
2. 一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の補正予算は、原則として本会議で即決する。

(委員長及び少数意見の報告) 第41条

1. 委員長報告の原稿は、委員長自ら作成するものとする。
2. 自己の所属する委員会の委員長報告については、質疑をしないものとする。
3. 委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する疑義とし、付託された議案に対し、提出者に質疑することはできない。
4. 委員長報告の中で、付帯決議・希望意見等の表明があったものについては、必要に応じて、議長の発議または議員の動議により会議に諮って議会の意思として決定し執行当局に申し入れる。

(発言の許可等) 第50条

委員長報告及び議員提出議案の趣旨説明は登壇して行う。1回目は登壇して行い、以後は議席で行う。その他の発言は議席発言として取り扱う。

(討論の方法) 第52条

討論においては、必ず冒頭に賛否を明らかにして、その理由を述べる。

(質疑の回数) 第55条

2件以上の事件を一括して議題とした場合でも、質疑の回数は、同一議題として会議規則の定める回数とする。

(一般質問) 第61条

1. 一般質問の通告は、開会日前6日(議会運営委員会開催日の前日)午後4時までに行う。但し、3月定例会においては、開会日後3日午後4時までに行う。
2. 質問は、町の一般事務(町の行財政全般にわたる事務)に関し執行者の所見や疑義について質すものとし、本町の権限外にわたるような事務については質問できないものである。

3. 一般質問の順序は、抽選で決める。
4. 1回目の質問は必ず原稿を作成し、それによって発言する。
5. 質問時間は、当局答弁を含めず20分以内とする。
6. 質問の回数については、原則として制限しない。
7. 1回目は登壇して一括質問・一括答弁とし、以後、自席において一問一答方式で行う。
8. 一般質問に対する関連質問は、許可しない。

(緊急質問) 第62条

緊急質問をしようとする者は、原則としてあらかじめ文書で議長にその要旨を申し出る。

(発言の取消し及び訂正) 第64条

執行機関の発言の取消し及び訂正については、議員の発言に準じて取扱う。

(所管事務の調査) 第73条

所管事務の調査の結果報告は、委員会が必要と認める場合は、本会議で報告するものとする。報告の中で、委員会の決定に基づく執行当局への意見・要望がある場合は、議長は会議に諮って議会の意思として決定し文書で申し入れる。

(閉会中の継続審査) 第75条

委員会に付託された事件を審議未了とした場合は、その旨議長に報告する。

(起立による表決) 第81条

1. 一般会計にかかる当初予算及び決算並びに人事案件等の表決は、起立表決による。
2. 反対討論があった場合の表決は、起立表決による。

(表決の順序) 第88条

1. 委員長報告が可決の場合の表決は、「委員長報告のとおり決するか」を採決し、委員長報告が否決の場合は、原案について採決する。
2. 委員長報告が修正の場合又は議員から修正案が提出されたときは、まず修正案を採決した後、修正議決した部分を除く原案について採決する。修正案が否決されたときは、原案について採決する。
3. 一括議題とした議案等に対する表決は、1件ごとに採決する。ただし、異議がないと認められるときは、一括して採決することができる。

(請願書の記載事項等) 第89条

1. 請願書は、原則として議会運営委員会開催前日までに受理したものを、直後の定例会で会議の議題とする。
2. 議会運営委員会開催後、最終日までに受理したものは、可能な限りその定例会で議題とし、必要に応じ、閉会中の継続審査とする。

(請願の委員会付託) 第92条

同一会期中において、請願がすでに議決した請願の内容と同一のものについて「みなし採択」又は「みなし不採択」として取扱う。ただし、必要がある場合は議決することができる。

(会議録署名議員) 第120条

会議録署名議員は、会議の日ごとに議席順により議長が指名する。この順番にあたる議員に事故あるときは、次の議席の者を指名する。

<委員会条例関係>

(議会運営委員会) 第2条の2

議会運営委員会は、各常任委員会の委員長とその他の議員4名で構成する。

<その他の事項>

1. 慶弔について

議員が叙勲され、又は議員として受賞したときは、会議において議長が報告する。

議員が逝去したときは、会議において同僚議員が追悼演説を行った後、黙とうを行う。

2. (除 斥) 法117条について

除斥対象議員は、関係のある事件が議題となる際、自発的に退席するのが原則であるが、議長は、議題とした後に除斥に当たる旨を宣告し、その議員の退席を確認することとする。除斥に該当するか認定しがたいときは、議長は、会議に諮って決定する。

3. 行政報告に対する質疑は、原則として行わないものとする。

4. 人事案件、専決処分承認は、原則として本会議で即決する。

5. 本町議会を代表して各種会議等に出席する議長代理の順位は、副議長、関係の委員長・正副委員長とするものとする。

6. 携帯電話を議場に持ち込む場合は必ず電源を切るものとする。

7. 会議中は、議員に対する面会又は電話の取次ぎは行わない。ただし、特に緊急なとき

は、この限りでない。

8. 議長室、議員控室及び議場西側ロビー以外での喫煙は、遠慮するものとする。
9. 議会の推薦を受けて審議会・協議会・委員会等の委員に任命された議員は、議員の任期満了又は退職の場合、委員としての職を辞するものとする。
10. 議員が公費によって行政視察研修を行った場合は、2週間以内に議長に報告書を提出するものとする。
11. 当面の町行政にかかる具体的問題や政策情報等に関する検討協議を行うため、全員協議会を開催し、必要に応じて意見を集約して対処するものとする。

この申し合せは、平成12年9月19日から実施する。

昭和60年4月1日実施の申し合せは廃止する。